JETRO
日本貿易振興機構（ジェトロ）

両用品目輸出管理リストの概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報 専門家による政策解説～

2025 年 1 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
北京事務所
調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

2024年11月15日、商務部、工業・情報化部、税関総署、国家暗号局の連名にて公布された「両用品目輸出管理リスト」（以下、「本リスト」といいます）が12月1日に施行されました。

本リストは、「輸出管理法」、「両用品目輸出管理条例」に附随する重要な文書であり、輸出管理に係る内部コンプライアンス対策を推し進め、輸出に必要な許認可を申請する上で重要な根拠となります。

本稿では、本リストの概要について解説します。

1. 本リストの制定背景・性質

1．1　本リストの制定背景

本リストは、2024年10月に公布された「両用品目輸出管理条例」（同じく12月1日施行）が適切に運用・執行されるために制定された文書であるといえます。同条例の第14条では、「国は、両用品目の輸出に対し許可制度を実行する。両用品目輸出管理リストに所収する両用品目または臨時管理を実施する両用品目を輸出する場合、輸出事業者は、国務院商務主管機関に許可を申請しなければならない」と定めています。この「両用品目輸出管理リスト」については、国務院商務主管機関（以下、「商務部」といいます）が関係機関と共に制定・調整・公布し（同第11条）、臨時管理を実施する品目については商務部より公告を行うとしています（同第12条）。

本リストは、まさに、上述の両用品目輸出管理リストと臨時管理を実施する品目をひとまとめに整理した、包括的なリストといえます。輸出（中国国内から国外への移転、中国のエンティティから外国のエンティティへの提供、いずれも含みます）、国境通過、中継輸送、通運、再輸出等を予定している貨物、ソフトウェア、技術等について、それが両用品目または臨時管理が実施される品目に該当するか否かを判定し（以下、「該非判定」といいます）、輸出許可証を申請する必要があるか否かを判断するための情報や根拠が一本化されたことから、輸出事業者は、関連作業において、漏れなく、効率よくチェックができるようになったといえるでしょう。

1．2　従前のリスト・目録、公告の内容の統合

本リストが施行されるまで、中国では、次の6つのリスト・目録によって、両用品目の輸出管理制度が実施されてきました。

① 核両用品および関連技術輸出管理リスト
② ミサイルおよび関連品目・技術輸出管理リスト
③ 生物両用品および関連設備・技術輸出管理リスト
④ 各種監控化学品[1]目録
⑤ 関連化学品および関連設備・技術輸出管理リスト

[1] 「監控化学品管理条例」第3条第1項：本条例にいう監控化学品とは、次の各号に掲げる各種化学品を指す。第一類：化学兵器とすることができる化学品。第二類：化学兵器製造の前駆体とすることができる化学品。第三類：化学兵器製造の主原料とすることができる化学品。第四類：爆薬と純炭化水素以外の特定有機化学品。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

⑥　商用暗号輸出管理リスト

上記①～⑥に収載されていた輸出管理品目はすべて、本リストに組み込まれました。また、「両用品目輸出管理条例」の施行により上記①②③⑤は廃止となり、本リストの施行により⑥は適用されなくなりました。なお、④「各種監控化学品目録」については、工業・情報化部は廃止するとは公表しておらず、今後も存続するか否かについては、現時点では不明です。

上述の 6 つの従前のリスト・目録のほか、商務部と関係機関による次の 11 件の公告（既に廃止されたものは省略）により、両用品目に対する輸出管理が実施されてきました。

① 「リン酸トリブチルに対する臨時輸出管理の実施に関する公告」（商務部、税関総署 2023 年第 5 号）
② 「軍民両用無人航空機に対する臨時輸出管理措置の実施に関する公告」（商務部、税関総署、国防科学技術工業局、人民解放軍総装備部公告 2015 年第 20 号）
③ 「一部の両用品目の輸出管理強化に関する公告」（商務部、税関総署公告 2015 年第 31 号）
④ 「浚渫船に対する輸出管理の実施に関する公告」（商務部、税関総署公告 2017 年 28 号）
⑤ 「過塩素酸カリウムに対する輸出管理の実施に関する公告」（商務部、税関総署公告 2021 年第 46 号）
⑥ 「高圧放水銃類製品に対する輸出管理の実施に関する公告」（商務部、税関総署、国防科学技術工業局公告 2022 年第 31 号）
⑦ 「ガリウム、ゲルマニウム関連品目の輸出管理の実施に関する公告」（商務部、税関総署公告 2023 年第 23 号）
⑧ 「黒鉛品目の臨時輸出管理措置の最適化・調整に関する公告」（商務部、税関総署公告 2023 年第 39 号）
⑨ 「関連品目に対する輸出管理の実施に関する公告」（商務部、税関総署、中央軍事委員会装備発展部公告 2024 年第 21 号）
⑩ 「無人航空機の輸出管理措置の最適化・調整に関する公告」（商務部、税関総署、中央軍事委員会装備発展部公告 2024 年第 31 号）
⑪ 「アンチモン等の品目に対する輸出管理の実施に関する公告」（商務部、税関総署公告 2024 年第 33 号）

これら 11 件の公告で対象となった品目についても、すべて本リストに盛り込まれています。なお、本リスト施行に伴い、これらの公告はすべて廃止されました。

このことから、本リストは、上述の 6 つのリスト・目録と 11 件の公告を根拠として輸出管理が実施されていた両用品目を一元化し、形式を整えたものであるといえます。なお、商務部の報道官は、新たに輸出管理の対象となる品目については、今のところ本リストに盛り込んでいないと述べています。つまり、今後、品目が追加または削除される可能性もあることから、引続き本リストに関する動向を注視していく必要があります。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

2. 本リストの構成と内容

2．1　構成

本リストは、第一部分と第二部分の 2 部構成になっており、第一部分では、品目の説明、用語の定義、分類の根拠、規制要求等が定められています。第二部分では、具体的な品目が、業界・分野別に 10 分類され、さらに 5 つの類型のサブカテゴリに分類されています。また、品目別に、英数字を組み合わせた 5 桁の輸出管理コードが割り当てられています。

2．2　輸出管理コードの割り当てルール

輸出管理コードの各桁の意味については以下のとおりとなります。

（例）コード番号「3A201」の場合

3	A	2	01
↓	↓	↓	↓
業界・分野	品目の類型	管理事由	品目番号

1 桁目 （数字）	業界・分野	1 専用材料と関連設備、化学製品、微生物および毒素 2 材料加工 3 電子 4 コンピューター 5 電気通信と情報セキュリティ 6 センサーとレーザー 7 ナビゲーションと航空電子 8 船舶 9 航空・宇宙と推進 0 その他品目
2 桁目 （アルファベット）	品目の類型	A システム、設備、部品 B 測定、検査、生産設備 C 材料 D ソフトウェア E 技術
3 桁目 （数字）	管理事由	0 通常兵器関連 1 大量破壊兵器の運搬手段関連 2 核不拡散関連 3 化学および生物兵器関連

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

		4 監控化学品 5 臨時管理 9 その他国家安全要素関連
4・5 桁目 （数字）	品目番号	

1 つの輸出管理コードが、複数の品目に対応する場合には、アルファベット小文字と数字を交互にした枝番が付きます。例えば、「1C111」の親コードに枝番が付くときには、「1C111.a」となり、それよりも下位の枝番が付く場合には「1C111.a.1」や「1C111.b.1.a」となります。

2. 3　品目の割合[1]

①　　管理事由別の割合

本リスト収載の品目は計 697 品目に及びます。簡易に計算したところ、約 90%を占める 628 品目に対して、1、2、3、4 の管理事由（コード 3 桁目）が割り当てられています（すなわち、核兵器、化学および生物兵器、その運搬手段関連、多国間輸出管理メカニズムに基づき管理が実施される品目）。なお、0（通常兵器関連）の管理事由が割り当てられた品目は 48 品目（6.9%）で、5（臨時管理）が 4 品目（0.6%）、9（その他国家安全要素関連）が 17 品目（2.4%）となっています。

②　　業界・分野別の割合

業界・産業（コード 1 桁目）別にみると、1（専用材料と関連設備、化学製品、微生物および毒素）が約 50%を占めます。次に多いのが 2（材料加工）で 18%を占め、以降、3（電子）が 9%、9（航空・宇宙と推進）が 7%、6（センサーとレーザー）が 6%と続きます。4（コンピューター）、8（船舶）、0（その他品目）の割合は低く、いずれも 1%前後となっています。

3. 米国・EU のデュアルユース品目輸出管理リストとの比較

本リストが採用している分類・コード割り当ての方式は、米国や EU のデュアルユース品目輸出管理リストの方式とほぼ同じで、国際的な整合性が図られています。これは、多国籍企業にとって、コンプライアンスコストの低減につながると解されます。

米国や EU のデュアルユース品目輸出管理リストと比較したときの本リストの特徴は以下のとおりです。

① 構成

EU のリストは、本リストと同様、第一部分に説明や用語定義等を示している（米国のリ

[1] 2024 年 12 月 3 日、「関連両用品目の米国向け輸出管理の強化に関する公告」（商務部 2024 年第 46 号公告）が公布されました。それによると、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬合金に関連する両用品目は、原則として、米国向け輸出を許可しないとし、また、黒鉛両用品目の米国向け輸出について、エンドユーザーおよび最終用途に関する審査を厳格化するとしています。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

ストではそうした構成内容にはなっていません）ことから、本リストは構成上、米国のものよりも、EU のリストと類似しているといえます。

② 品目数

本リストに収載されている品目数は 697 品目で、EU（約 1,900 項目）や米国（約 2,800 項目）のリストを大きく下回っています。今後、技術の進歩や国際情勢の変化により、本リストの内容について、随時更新が行われることが予測されます。

③ 輸出管理コードの割り当て方式

本リストでは、米国や EU のリストと同じコードが割り当てられていますが、各コードの説明は、完全に一致しているわけではありません。例えば、本リストでは、0（その他品目）に含まれるのは、主に、高圧放水銃類製品、民用無人航空機防御システム等の品目ですが、米国や EU のリストでは、0 には核材料、施設および設備が含まれ、米国リストにはさらに別の品目も含まれます。

4. 輸出管理品目に関する該非判定

4．1　輸出事業者による該非判定

輸出事業者は、その輸出を予定している品目の性能指標、主要用途等について把握し、該非判定を行う必要があります[1]。

① 自社製の品目の場合

輸出しようとしている品目が自社製の場合、通常、次の方法を用いることができます。

品目の属性、用途等に基づき、本リストにおける 10 業界・分野に該当するか否か、該当する場合、どのサブカテゴリ（品目の類型）に当てはまるのかを確認します。次に、特定の業界・分野の特定の類型（例：1A、2B）における各品目の説明（性能、指標等）を読み、輸出を予定している品目がそれに当てはまるか否かを一つ一つ確認します。

品目の属性、性能、用途等に基づき、「キーワード」をいくつか設定し、本リスト全体を検索し、その検索ヒットした品目の説明を読み、輸出を予定している品目がそれに当てはまるか否かを一つ一つ確認します。

② 他社から購入した品目の場合

通常、当該品目の製造・提供事業者に対し、該非判定を要求することができます。

4．2　商務部への問い合わせ

上掲の方法を用いても、該非判定ができない場合には、必要な事項や情報を添えたうえ

---

1 「両用品目輸出管理条例」第 14 条第 4 項：輸出事業者は、輸出する予定の貨物、技術およびサービスの性能指標、主要用途等を把握し、それが両用品目に該当するか否かを確定しなければならない。確定することができない場合、国務院商務主管機関に問い合わせることができる。国務院商務主管機関は、遅滞なく回答しなければならない。輸出事業者は、問い合わせの際に、輸出を予定している貨物、技術およびサービスの性能指標、主要用途および両用品目に該当するか否かを確定することができない原因についても、同時に提出しなければならない。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

で、商務部に問い合わせることができます。商務部は、技術専門家を手配して、該非判定を行います。

5. 日系企業の留意点

本リストの施行に伴い、在中日系企業が注意を払うべき点は以下のとおりです。

5. 1 コンプライアンス意識の向上

中国の輸出管理に係る規制が厳格化していく中で、日系企業は、両用品目の輸出管理に係るリスクに対応するための内部管理体制を整備し、コンプライアンス意識を高め、違反を未然に防ぐために積極的に取り組んでいくことが肝要です。

5. 2　コンプライアンス体制の整備

コンプライアンス体制の整備として、以下の取り組みを推奨します。

- 本リストの要求に即し、管理品目に関する社内目録/リストの作成・更新。
- 該否判定フロー、輸出許可の申請フロー等の社内マニュアルの作成・更新。
- 従業員のコンプライアンス意識を高めるための研修の定期的な実施。

5. 3. 政策・実務動向への注視

本リストは今後、品目の追加等の調整が行われることが予想されています。特に臨時管理品目については頻繁に調整が加えられることが予測されることから、調整が行われた場合に遅滞なく、それに対応した対策や取り組みを実施できるよう備えることが肝要です。

北京市環球法律事務所

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。
https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240038

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1－12－32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp